

令和9年度

# 入園ガイド

（保育園・認定こども園・地域型保育事業所）



令和8年9月

敦賀市役所 保育課  
電話 0770-22-8126

# 1. 保育園等に入園するには、どうしたらいいの？

## はじめに

保育園・認定こども園の保育部・地域型保育事業（以下、保育園等）は、保護者が保育を必要とする事由に該当し、お子さまにとって保育が必要と認められる場合に限り、保護者に代わって保育を行う施設です。したがって、「集団生活に慣れさせたい」「3歳になったから」という理由で保育園等に申込むことはできませんので、ご注意ください。



## 子ども・子育て支援新制度とは？

子ども・子育て支援新制度は、保育園等を利用するために教育・保育給付認定（2号認定・3号認定）を受ける必要があります。認定申請は入園申込みと一体になっているため、別途の手続きは不要です。

| 認定区分 | 年齢    | 対象者                                      |
|------|-------|------------------------------------------|
| 2号認定 | 満3歳以上 | 「保育を必要とする事由」（4ページの表）に該当し、保育園等での保育を希望する場合 |
| 3号認定 | 満3歳未満 |                                          |

## 保育の必要量

教育・保育給付認定で2号認定または3号認定を受けるこどもは、保育を必要とする事由に応じて「保育標準時間」と「保育短時間」とに区分され、利用できる時間が異なります。

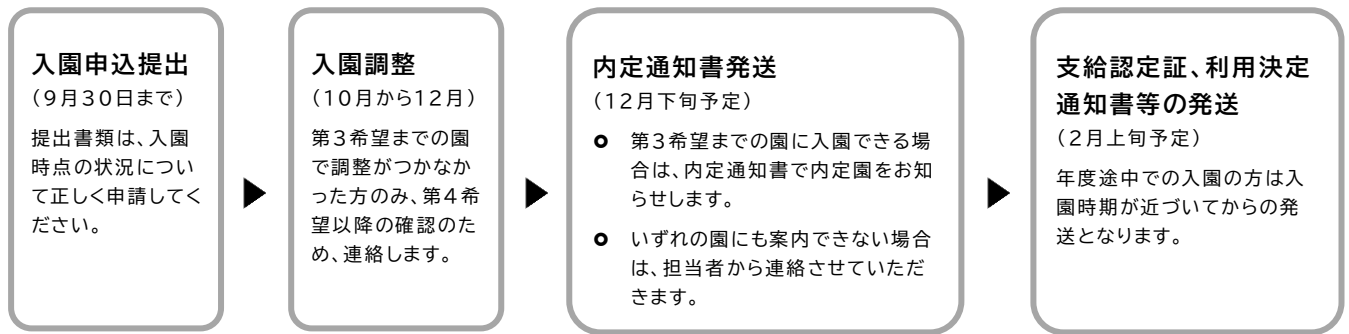
※ 疾病・障がい、親族の介護・看護、就学等については、個々の状況に応じて区分します。

| 区分     | 保育の利用時間                | 対象事由                      |
|--------|------------------------|---------------------------|
| 保育標準時間 | 11時間まで<br>(7:30～18:30) | 月120時間以上の就労、妊娠出産 など       |
| 保育短時間  | 8時間まで<br>(8:30～16:30)  | 月64時間以上120時間未満の就労、求職活動 など |

## 保育園入園の申込みについて

|        |                                                                                                                                                                                              |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申込受付期間 | 令和8年9月1日(火) ～ 令和8年9月30日(水) まで<br>※ <u>入園の決定方法は、先着順ではありません。</u>                                                                                                                               |
| 申 込 先  | 敦賀市役所 保育課(8番窓口)<br>※ <u>申込み時にお子さまの同行は必要ありません。</u> (面談は実施しないため)                                                                                                                               |
| 申込み対象  | 下記に該当する方<br>① 令和9年4月1日時点で保護者とお子さまの住民票が敦賀市にある方または、その予定がある方<br>② 令和9年度内の入園(転園)を希望する方<br>③ 「保育を必要とする事由」(4ページをご参照ください)に該当する方<br>※育児休業が明ける等、復職時期が決まっており年度途中での入園希望の方や現在妊娠中で期間限定の入園を希望する方も申込みが必要です。 |

## 入園決定までの流れ



## 認定こども園(保育部)について

- 入園申込書等の書類は保育課に提出いただきますが、第1希望が「さみどり保育園、新和さみどり保育園、早翠幼稚園、第二早翠幼稚園」の場合、願書等、一部の書類は各園へ提出となります。
- 認定こども園(保育部)が第1希望の場合は、お子さんと面接があります。詳しくは各園にお問合せください。

| 施設名 |                        | 面接日時      |             |
|-----|------------------------|-----------|-------------|
| 私立  | さみどり保育園                | 10月19日(月) | 9:30~11:00  |
|     | 新和さみどり保育園              | 10月16日(金) | 9:30~11:30  |
|     | 早翠幼稚園                  | 10月19日(月) | 15:00~16:00 |
|     | 第二早翠幼稚園                | 10月21日(水) | 14:30~17:00 |
|     | まつばらこども園<br>(R9.4開園予定) | 未 定       |             |

## 入園人数の調整について

- 募集人数より入園希望者が多い場合は、「敦賀市保育園等利用調整の基準表」に基づき、入園調整を行います。調整の結果、希望する保育園に入園できない場合があります。あらかじめご了承ください。
- ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業、在園の兄弟姉妹と同一保育園を希望する場合及びお子さまに障がいがある場合等には、保育の優先的な利用が必要と判断される場合があります。
- 父母のいずれかが市内保育施設で保育士として1日あたり6時間以上かつ1か月あたり20日以上就労する場合、優先的に利用調整を行います。
- 65歳未満の祖父母が同居の場合、祖父母分の就労証明書等の提出がないと優先度が下がります。

敦賀子育て支援情報サイト「KOSODATE TSURUGA」

<https://kosodate-tsuruga.com/post-8708/>

「敦賀市保育園等利用調整の基準表」は右記よりご確認ください。



その他、ご不明な場合は「よくある質問と注意事項」(背表紙) をご参照ください。

## 2. 申込時の提出書類は何が必要？

### ■ 入園申込書類

提出いただいた申込み書類に記載の内容に基づき利用調整を行います。**必ずよくご確認のうえ、提出してください。**

#### 申込者全員が必要な書類

| ✓                        | 提出書類                             | 必要部数            |
|--------------------------|----------------------------------|-----------------|
| <input type="checkbox"/> | 教育・保育給付認定申請書兼利用申込書               | お子さま1人につき1枚     |
| <input type="checkbox"/> | 発育状況調書 ※申込み時点で生まれていない場合は提出不要です。  | お子さま1人につき1枚     |
| <input type="checkbox"/> | 保育所等利用申込確認(同意)書 ※複写は切り取らないでください。 | 1世帯で1枚          |
| <input type="checkbox"/> | 「保育を必要とする事由」を確認する書類 ※4ページ参照      | 1世帯で1組 (父・母両名分) |



#### 該当者のみ対象の書類

| ✓                        | 該当項目                                                          | 提出書類                                                                                                                          | 必要部数       |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| <input type="checkbox"/> | ひとり親家庭の方                                                      | ○「敦賀市ひとり親家庭等医療費受給資格者証」<br>○「敦賀市ひとり親家庭等医療費助成停止通知書」<br>○「児童扶養手当証書」<br>○「児童扶養手当認定通知書」<br>○「離婚日と世帯員全員が記載された戸籍」<br>上記のいずれかの証明書類の写し | —          |
| <input type="checkbox"/> | 同居している家族に障がいのある方<br>(申込みのお子さまを含む)                             | ○「療育手帳」<br>○「障害者手帳」等の写し                                                                                                       | —          |
| <input type="checkbox"/> | 令和9年4月1日時点で65歳未満の祖父母と同居<br>している、または同居予定の方<br>(昭和37年4月2日以降生まれ) | ○祖父母の「保育を必要とする事由」を確認する書類<br>※提出がない場合は優先度が下がります。<br>※同一住所の祖父母と生計が別であることを<br>証明する書類の提出により、<br>優先度が下がらない場合があります。                 | 1世帯で<br>1組 |

### ■ 提出時に必要なもの

| ✓                        | 提出書類              | 備考                                                 |
|--------------------------|-------------------|----------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 入園申込書類一式          | —                                                  |
| <input type="checkbox"/> | マイナンバー(個人番号)の確認書類 | ※入園申込み児童、父・母のマイナンバーカードまたは<br>マイナンバー記載の住民票 など       |
| <input type="checkbox"/> | 受付に来られる方の身分確認書類   | ※顔写真がない場合は、保険証、診察券、銀行の通帳、母子手帳等から2種類必要<br>※お子さま分は不要 |

#### 郵送の場合

郵送での提出をご希望の方は、**必ず事前に保育課に電話連絡(Tel0770-22-8126)**のうえ、必要書類一式を下記へお送りください。

〒914-8501 福井県敦賀市中央町2丁目1番1号 敦賀市役所 保育課 入園担当者 宛

※ 申込み締切日(令和8年9月30日(水))必着です。

申込みを受付した旨の通知や書類返却は行いませんので、必要に応じて簡易書留など郵送記録が残る方法での郵送をご利用ください。

## 「保育を必要とする事由」を確認する書類の様式一覧

| 保育を必要とする事由             | 提出書類                                                                                                                                                      | 条件等                                          | 注意事項                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 就労                     | <input type="checkbox"/> 就労証明書<br>▼自営業の方は下記書類も必要です<br><input type="checkbox"/> 源泉徴収票または税申告書の写し<br><input type="checkbox"/> 就労状況の確認について<br>（開業1年目または農業の場合） | ※ 基本的にすべての就労を含む<br>※ 1か月当たり就労時間が64時間以上の方が対象  | ※ 勤務先からの証明が必要です。<br>※ <u>事業主または記入担当者がお子さまの父母・祖父母の場合、就労実態の把握のため源泉徴収票等の写しの添付が必要です。</u><br>※ 「就労状況の確認について」を提出する場合、添付書類として開業届等が必要です。<br>※ 育児休暇中または取得予定の方は、休暇期間等の欄も記入が必要です。<br>※ 農業の場合、耕作面積は1人あたり1.5反以上必要です。 |
| 妊娠、出産<br>（期限あり）        | <input type="checkbox"/> 申告書<br><input type="checkbox"/> 母子手帳の写し又は出産証明書                                                                                   | ※ 予定日の6週前の日から、8週後の日の翌日が属する月末までの概ね3ヶ月程度       | 入園期間は予定日の6週前の日～8週後の日の翌日が属する月末の間で、保護者が希望する期間です。                                                                                                                                                          |
| 病気又は障がい                | <input type="checkbox"/> 申告書<br><input type="checkbox"/> 診断書、障害者手帳の写し等                                                                                    | —                                            | 記入例をよく読み、添付書類を添えて提出してください。                                                                                                                                                                              |
| 介護・看護                  | <input type="checkbox"/> 申告書<br><input type="checkbox"/> 診断書、介護保険被保険者証または障害者手帳の写し等                                                                        | —                                            | 記入例をよく読み、添付書類を添えて提出してください。                                                                                                                                                                              |
| 就学                     | <input type="checkbox"/> 申告書<br><input type="checkbox"/> 在学証明書又は学生証の写し                                                                                    | ※ 職業訓練校等における職業訓練を含む                          | 4月から就学予定の場合は、入学許可証の写しを提出してください。                                                                                                                                                                         |
| 求職活動<br>（期限あり）         | <input type="checkbox"/> 申告書                                                                                                                              | ※ 起業準備を含む<br>※ 最大3か月間<br>（4月1日入園の場合は6月30日まで） | 入園期間は最大3か月間です。<br>勤務先が決定次第、就労証明書の提出が必要です。                                                                                                                                                               |
| 育児休業取得中の継続利用           | <input type="checkbox"/> 就労証明書                                                                                                                            | 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること       | 新入園は不可                                                                                                                                                                                                  |
| その他、上記に類する状態として市が認める場合 | 保育課までお問合せください                                                                                                                                             |                                              |                                                                                                                                                                                                         |

※入園後に就労や家庭の状況等が変わる場合は、変更申請が必要です。（20日までの届出で翌月1日の変更適用）

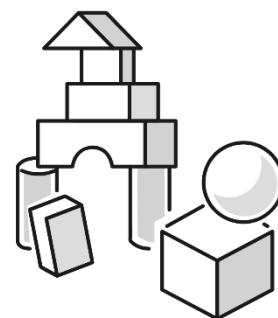
### 「保育」の利用希望の方

保育園・認定こども園（保育部）・地域型保育事業で「保育」の利用を希望する場合、保護者が「保育を必要とする事由」のいずれかに該当する必要があります。

### 3. 保育料や給食費っていくらかかるの？

#### ■ 保育料(公立・私立とも同じ金額)

|                  |                                                                             |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 3歳以上児<br>(3～5歳児) | すべてのこどもが無料                                                                  |
| 3歳未満児<br>(0～2歳児) | 敦賀子育て支援情報サイト<br>「KOSODATE TSURUGA」に掲載している<br>「令和8年度利用者負担額表(保育料)」を参考にしてください。 |



- 第2子以降の保育料は無償となります。
- 保育料以外に実費として徴収される費用(給食費(主食費)・行事費・通園送迎費など)は、無償化の対象外です。

#### ■ 保育園給食費(副食費)

|                  |                                                                                         |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 3歳以上児<br>(3～5歳児) | 市町村民税所得割合算額が一定額以上の世帯を対象に徴収<br><br>公立保育園は、月額4,500円(令和8年度)<br>私立保育園、認定こども園、地域型保育事業は、各園で算定 |
| 3歳未満児<br>(0～2歳児) | 保育料に含まれています                                                                             |



- 兄弟の人数による軽減を受ける場合、当該児童と別世帯の兄弟は対象外です。
- 保育料・副食費は原則、口座振替払いです。保育園決定後、登録用紙を配布しますので早めの手続きをお願いします。認定こども園の保育料・副食費、地域型保育事業の保育料、私立保育園の副食費は、各園において徴収しますので、敦賀市の口座振替の登録は不要です。

#### ■ 算定について

保護者(父・母)の市町村民税(4月～8月分は前年度分、9月～3月分は当年度分)の合計額をもとに算定した後、「ひとり親家庭か否か・障害者手帳交付の有無・兄弟の状況等」を踏まえて決定します。

**！毎年9月が保育料の切り替え時期です。**



#### ■ 祖父母認定について

父母の収入によって生計が成り立っていないと認められる家庭において、祖父母が家計の主宰者と判断される場合は、その方の課税額も含めて算定します。ただし、同一住所の祖父母とは生計が別であることを証明できる場合、祖父母認定の適用外とすることができません。保育課へご相談ください。

敦賀子育て支援情報サイト「KOSODATE TSURUGA」

<https://kosodate-tsuruga.com/post-220/>

「令和8年度利用者負担額表(保育料)」の参考は右記よりご確認ください。



## 4. 敦賀市内 教育・保育施設/地域型保育事業一覧

### ■ 保育園等の開所時間と休園日について

- 開園時間：7時30分～18時30分（土曜保育については、ニーズに応じて弾力的に対応しています）
- 休 園 日：日曜（一部園で休日保育あり）、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

|    | 施設名         | 定員  | 所在地   | 電話番号         | 入園可能年齢 | 特別保育     |
|----|-------------|-----|-------|--------------|--------|----------|
| 公立 | 気 比 保 育 園   | 60  | 蓬萊町   | 0770-22-1312 | 6 か月～  | 延長       |
|    | 黒 河 保 育 園   | 100 | 御名    | 0770-22-1147 | 6 か月～  | 延長       |
|    | つるが保 育 園 ※  | 60  | 舞崎町   | 0770-23-5510 | 6 か月～  | 一時・延長    |
|    | 栗 野 保 育 園 ※ | 100 | 筋生野   | 0770-25-0320 | 6 か月～  | 延長       |
|    | 三 島 保 育 園 ※ | 120 | 三島町 3 | 0770-25-4813 | 8 週間～  | 延長       |
|    | 櫛 林 保 育 園 ※ | 130 | 櫛林    | 0770-25-7540 | 6 か月～  | 延長       |
|    | 中 郷 保 育 園   | 150 | 岡山町   | 0770-25-7900 | 6 か月～  | 延長       |
|    | 東 郷 保 育 園   | 50  | 谷口    | 0770-25-4761 | 6 か月～  | 延長       |
|    | 杳 見 保 育 園   | 60  | 杳見    | 0770-25-4762 | 2 歳児～  | 延長       |
| 私立 | 晴 明 保 育 園   | 30  | 相生町   | 0770-22-1460 | 8 週間～  | 一時・延長    |
|    | 松 乃 栄 保 育 園 | 70  | 松栄町   | 0770-23-0320 | 6 か月～  | 延長       |
|    | 藤 ケ 丘 保 育 園 | 50  | 藤ヶ丘町  | 0770-25-8854 | 8 週間～  | 一時・延長    |
|    | つくしんぼ保 育 園  | 80  | 公文名   | 0770-25-8547 | 8 週間～  | 延長       |
|    | 中 郷 西 保 育 園 | 90  | 古田刈   | 0770-24-5270 | 8 週間～  | 一時・延長・休日 |
|    | 木 崎 保 育 園   | 110 | 木崎    | 0770-23-3710 | 6 か月～  | 一時・延長    |
|    | 金 山 保 育 園   | 90  | 桜ヶ丘町  | 0770-22-2191 | 8 週間～  | 一時・延長    |

※…卒園までに統廃合により施設の場所等が変わる可能性があります。なお、櫛川保育園と松原保育園は令和9年4月に統合され「まつばらこども園」として開園する予定です。また、松陵幼稚園、栗野保育園、櫛林保育園は令和10年4月に統合され、公立認定こども園として開園する予定です。

|    | 施設名           | 定員 | 所在地   | 電話番号         | 入園可能年齢    | 特別保育  | 卒園後の受入施設       |
|----|---------------|----|-------|--------------|-----------|-------|----------------|
| 私立 | きらきらほいくえん(小)  | 19 | 若葉町 1 | 0770-22-6447 | 8 週間～2 歳児 | 一時・延長 | 栗野保育園          |
|    | げんきっこほいくえん(小) | 19 | 櫛川    | 0770-47-6696 | 8 週間～2 歳児 | 一時・延長 | まつばらこども園       |
|    | さくら保育所(事)     | 19 | 野坂    | 0770-25-1627 | 8 週間～2 歳児 | 延長    | 金山保育園<br>櫛林保育園 |

(小)小規模保育事業 、 (事)事業所内保育事業

- さくら保育所は地域枠のみの受付になります。  
敦賀医療センターに勤務している方(従業員枠)は、勤務先にお問い合わせください。

|    | 施設名          | 定員  | 所在地    | 電話番号         | 入園可能年齢 | 特別保育     |
|----|--------------|-----|--------|--------------|--------|----------|
| 私立 | さみどり保育園(認)   | 90  | 本町 1   | 0770-22-1000 | 6 か月～  | 一時・延長・休日 |
|    | 新和さみどり保育園(認) | 175 | 新和町 1  | 0770-20-0200 | 6 か月～  | 一時・延長    |
|    | 早翠幼稚園(認)     | 40  | 本町 1   | 0770-21-1000 | 2 歳児～  | 延長       |
|    | 第二早翠幼稚園(認)   | 235 | 市野々町 1 | 0770-21-0002 | 10 か月～ | 延長       |
|    | まつばらこども園(認)  | 未定  | 松島町    | 0770-22-0854 | 8 週間～  | 一時・延長    |

(認)認定こども園

## 5. よくある質問と注意事項

### よくある質問

#### Q1. 提出書類はいつ時点の事を書いたらいいの？

提出書類は、入園日時点の状況について正しく申請してください。入園日時点の状況が、申込み時の就労等と異なる場合は、入園取り消しとなることがあります。

(採用予定で申込みしたが就労の実態がない、入園時点の就労時間が申込み時より短い等)

#### Q2. 集団生活に慣れさせたい または 3歳になったので、入園を希望したいが可能？

上記理由で保育園等に申込みことはできません。

#### Q3. 入園内定通知はありますか？

第3希望までの園に入園できる場合は、内定通知書(12月下旬予定)でのお知らせとなります。いずれの園にも案内できない場合は、担当者から連絡させていただきます。

#### Q4. 入園申し込みの変更や修正はいつまで？

希望園の変更や修正は申込み締切日(令和8年9月30日)までの申し出に限り、対応いたします。見学や保育方針、準備物などをよくご確認の上、お申込みください。

#### Q5. 0歳児～2歳児は必ず(希望の園へ)入れる？

0歳児、1歳児、2歳児については受入定員が非常に少ないため、第3希望までのいずれの園にも入園できない場合や就労状況等によっては4月に入園可能な園をご紹介できない場合がございます。そのため事前に、親族にお子様の保育可否の相談や育休延長の検討など、ご協力をお願いします。

#### Q6. 前の年度から慣らし保育の利用は可能？

育休復帰日の2週間前から利用できますが、3月から年度をまたいでの利用はできません。

#### Q7. 育児休業を延期しようと思っています。

証明書は発行可能ですか？

利用調整の結果、入園の見込みがない場合に「保育の提供の見込みがないこと」を記載した証明書を発行することができます。

### 注意事項

- 入園日の就労状況等が申込み時点と異なる場合、入園取り消しとなることがあります。やむを得ず変更が生じる場合は速やかに保育課へご連絡ください。
- 入園後に家庭状況が変化し、家庭で保育できるようになった場合(保育を必要とする事由に該当しなくなった場合)は、年度途中でも退園していただくことがありますので、ご了承ください。
- 保護者の離婚・再婚等により家庭状況等が変わる場合は、事前に保育課へご連絡ください。  
(保育料・副食費が変更となる可能性があります。)

#### Q8. まだ産まれていないこどもの入園希望は可能？

産休・育休復帰または妊娠・出産の期間限定の入園に限り、こどもが産まれていなくても、申込みが可能です。

すべての提出書類において、申込み児童名を書く欄は苗字のみを記入してください。

- 申込み児童の生年月日は予定日を記入して「(予定)」と添えてください。
- 個人番号の欄は空白。
- 教育・保育給付認定申請書兼利用申込書に  
出産予定日を必ず記入してください。
- 発育状況調書の提出は不要です。

#### Q9. 産休・育休復帰するため、 年度途中での入園申し込みは可能？

現在の職場へ復帰することを前提に、年度途中の入園の申込みが可能です。状況が変わる場合(復職日が前後する等)、速やかに保育課までご連絡ください。

その場合、保育園の都合などにより、入園を希望日に変更できないことがあります。

#### Q10. 育休復帰のため申し込みをしたが、 復帰せずに退職してしまった場合は？

自己都合でやむを得ず変更が生じる場合は、再度申込みが必要となります。

育休復帰で申請したが退職して就労の実態がない、入園時点の就労時間が申込み時より短くなる等、自己都合で状況が変わり、入園取り消しとなる方が毎年見受けられますので、ご注意ください。

例) 令和9年9月1日にA社の育休が明けるため入園の申込みを行い、B保育園の入園が決定したが、令和9年3月末でA社を退社(自己都合)し、令和9年5月1日からA社と同じ勤務時間でC社に勤務することとなった場合

→B保育園の入園は取り消しとなり、再度、入園の申込みが必要となります。

- 入園決定後に住民票を他市町村へ異動した場合は、保育園は退園となります。市外へ転出する方は、事前に保育課へご連絡ください。
- 修正申告等により、前年度分又は当年度分の住民税額が変更となる場合は、手続き後速やかに税額のわかる書類を提出してください。  
(保育料・副食費が変更となる可能性があります。)
- 健康状態、発達状況に不安がある場合は、保育課へご連絡ください。